一般社団法人近江八幡観光物産協会 定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、一般社団法人近江八幡観光物産協会と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を滋賀県近江八幡市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、近江八幡市及び周辺地域に有する観光物産資源の発掘及びその振興を図ることによって、市民が誇りと愛着を持つ地域づくりと観光客並びに来訪者による交流人口の拡大によって、文化及び地域経済の活性化に寄与し地域社会の健全な発展を目的とする。

（事業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）　観光物産に関する情報の収集及び発信

（２）　観光客及び来訪者の誘客に資する事業の実施

（３）　観光物産の振興に資するイベント事業の実施

（４）　観光物産資源の調査、保全及び開発

（５）　観光物産施設の計画整備及び管理運営

（６）　観光案内所及び観光駐車場の管理運営

（７）　観光物産事業団体並びに諸機関との連絡調整

（８）　土産品の販売及び飲食等のサービスに関する事業

（９）　観光客の利便性を高める事業及び協会員の販路拡大に関する事業

(10)　その他この法人の目的達成に必要な事業

第３章　社員

（法人の構成員）

第５条　この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

２　前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第６条　この法人の会員になろうとする者（以下「入会申込者」という。）は、理事会の定めるところにより
申込みをし、その承認を受けなければならない。

２　入会申込者（法人にあってはその役員を含む。）が、次の各号に該当するとき、又は、これに準ずる事由により会員として相応しくないと理事会が認めるときは、当該入会申込者の入会は認めない。

（１）　刑事事件の被疑者として逮捕され、又は被告人として追訴されている者。

（２）　役員又は使用人のうちに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条２号に規定する暴力団又は同条第６号に規程する暴力団員との関係その他事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有するものがあると認められる者。

（経費の負担）

第７条　この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎月、会員は総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（任意退会）

第８条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第９条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することが出来る。

（１）　この定款その他の規則に違反したとき。

（２）　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（３）　その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第 10 条　前２条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（１）　第７条の支払義務を１年以上履行しなかったとき。

（２）　総会員が同意したとき。

（３）　当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第４章　総会

（構成）

第 11 条　総会は、すべての会員をもって構成する。

２　前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

（権限）

第 12 条　総会は、次の事項について決議する。

（１）　会員の除名

（２）　理事及び監事の選任及び解任

（３）　理事及び監事の報酬等の額

（４）　貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

（５）　定款の変更

（６）　解散及び残余財産の処分

（７）　その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 13 条　定時総会は毎年度６月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

２　前項の定時総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。

（招集）

第 14 条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

２　総会員の議決権の５分の１以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

（議長）

第 15 条　総会の議長は会長がこれに当たる。ただし、会長に事故等の支障があるときは、その総会において、出席した会員の中から議長を選出する。

（議決権）

第 16 条　総会における議決権は、会員１名につき１個とする。

（決議）

第 17 条　総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行なう。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行なう。

（１）　会員の除名

（２）　監事の解任

（３）　定款の変更

（４）　解散

（５）　その他法令で定められた事項

（議事録）

第 18 条　総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び総会において選定された議事録署名人２名は、前項の議事録に記名押印する。

第５章　役員等

（役員の設置）

第 19 条　この法人に、次の役員を置く。

（１）　理事　　９名以上１５名以内

（２）　監事　　２名以内

２　理事のうち１名を会長とし、会長以外の３名以上４名以内を副会長とする。

３　会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長をもって同法第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第 20 条　理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

２　会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第21条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により、その業務執行に係る職務を代行する。

４　会長及び副会長は、毎事業年度に４カ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第22条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

３　監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

（役員の任期）

第23条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４　理事又は監事は、第１９条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第24条　理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（役員の報酬等）

第25条　理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

２　理事及び監事には、職務の執行に要する費用の支払いをすることができる。

（役員の責任の免除）

第26条　この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第１項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、同法第113条第１項の規定により免除することができる額

を限度として理事会の決議によって免除することができる。

（相談役）

第27条　当法人に、任意の機関として、２名以下の相談役を置くことができる。

２　相談役は、次の職務を行う。

（１）　会長の相談に応じること。

（２）　理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

３　相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

４　相談役の報酬は、無報酬とする。

第６章　理事会

（構成）

第28条　この法人に理事会を置く。

２　理事会はすべての理事をもって構成する。

（権限）

第29条　理事会は、次の職務を行なう

（１）　この法人の業務執行の決定

（２）　理事の職務の執行の監督

（３）　会長及び副会長の選定及び解職

（４）　その他、法令またはこの定款で定められた事項

（招集）

第30条　理事会は会長が招集する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除く。

２　前項本文の場合において、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（議長）

第31条　理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により副会長がこれに当たる。

（決議）

第32条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

２　前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第９６条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第33条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第７章　資産及び会計

（事業年度）

第 34 条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第 35 条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第 36 条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）　事業報告

（２）　事業報告の附属明細書

（３）　公益目的支出計画実施報告書

（４）　貸借対照表

（５）　正味財産増減計算書

（６）　貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第５号の書類については、定時総会に提出し、第１号及び第３号の書類についてはその内容を報告し、第４号及び第５号の書類については承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の分配）

第 37 条　この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第８章　事務局

第 38 条　この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

３　事務局長は理事会の承認を経て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。

４　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を経て別に定める。

第９章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 39 条　この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第 40 条　この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第 41 条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第１０章　公告の方法

第 42 条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行なう。

附　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

２　この法人の最初の会長は森嶋篤雄とする。

３　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第３４条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附　則

１　この定款は平成２６年４月１日より施行する。